

職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

広島県人事委員会

委員長 加 藤 誠

広島県人事委員会規則第一号

**職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

職員の住居手当の支給に関する規則（昭和五十年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「配偶者（）」を「職員の扶養親族たる者（給与条例第十条に規定する扶養親族で給与条例第十二条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）」が所有する住宅及び職員の配偶者（）に改め、「含む。以下」の下に「この号において」を加え、「（給与条例第十条に規定する扶養親族で同条例第十二条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次条第二号に掲げる住宅」を削る。

第三条及び第四条を削る。

第四条の二中「第十二条の五第一項第三号」を「第十二条の五第一項第二号」に、「第二条第一号」を「前条第一号」に改め、同条を第三条とする。

第四条の三中「第十二条の五第一項第三号」を「第十二条の五第一項第二号」に、「者にあつては、」を「者にあつては」に改め、「当該適用、」の下に「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号）第二条第一項の規定による派遣若しくは」を加え、同条を第四条とする。

第五条を削る。

第六条第一項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「住宅の所有関係等に」を「等に」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

住居届

任命権者 様	勤務公署名		氏名	印	
職名					
届出の理由(該当する□にレ印を付する。)					
□ 1 新規(□第1項第1号 □第1項第2号)	規(□第1項第1号 □第1項第2号)				
□ 2 支給要件の喪失(□第1項第1号 □第1項第2号)	支給要件の喪失(□第1項第1号 □第1項第2号)				
□ 3 帳居(1又は2に該当する場合を除く) □ 4 契約関係の変更	(届出の理由が生じた日) 平成 年 月 日				
□ 5 家賃額の改定					
□ 6 その他( )					
契約開始日	平成 年 月 日から	住宅への入居日	平成 年 月 日		
住宅の所在地					
住宅所有者	続柄( )	住所			
住宅の貸主	続柄( )	住所			
住宅の借主	□本人	□扶養親族	共同名義人が□いない □いる	□続柄( )	
家賃等	月額 (平成 年 月 日から)	円	左記家賃等には □電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 □食費等が含まれている。(まかない付下宿代)		
契約開始日	平成 年 月 日から	住宅への入居日	平成 年 月 日		
住宅の所在地					
住宅所有者	続柄( )	住所			
住宅の貸主	続柄( )	住所			
住宅の借主	□本人	□扶養親族	共同名義人が□いない □いる	□続柄( )	
家賃等	月額 (平成 年 月 日から)	円	左記家賃等には □電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 □食費等が含まれている。(まかない付下宿代)		
□ 給与条例第11条の5第1項第1号 □ 給与条例第11条の5第1項第2号					
上記のとおり 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の賃貸部分に係る居住を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例:光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例:まかない付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにレ印を付するものとする。					
記入上の注意					
1 「届出の理由」欄中新規及び支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、職員が居住する借家・借間にあっては第1項第1号、配偶者等が居住する借家・借間にあっては第1項第2号のそれぞれ該当する箇所にレ印を付するものとする。					
2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の賃貸部分に係る居住を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に食費等若しくは水道の料金が含まれている場合(例:光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例:まかない付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにレ印を付するものとする。					
職名	氏名	印	取扱者	認印	

備考

様式第2号(第6条関係)

所 属	届 出 の 理 由	発 生 年 月 日	内 容	提 出 年 月 日	受 理 年 月 日	該 当 文 (決 定 家 賃 等)	支 給 の 始 期 等	当 月 の 住 戸 手 当 の 領 額	氏 名	
									給 与 条 例 第 11 条 の 5 及 び 同 条 に 基 づ く 職 員 の 住 戸 手 当 の 支 給 と 關 する 規 制 の 決 定 (決定) す る。	備 考
平成 年 月 日	〔から〕 〔まで〕	平成 年 月 日	平成 年 月 日	□給 与 条 例 第 11 条 の 5 第 1 項 第 1 号 (円)	平成 年 月 日	〔から〕 〔まで〕	平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印
平成 年 月 日	〔から〕 〔まで〕	平成 年 月 日	平成 年 月 日	□給 与 条 例 第 11 条 の 5 第 1 項 第 2 号 (円)	平成 年 月 日	〔から〕 〔まで〕	平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印
平成 年 月 日	〔から〕 〔まで〕	平成 年 月 日	平成 年 月 日	□給 与 条 例 第 11 条 の 5 第 1 項 第 1 号 (円)	平成 年 月 日	〔から〕 〔まで〕	平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印
平成 年 月 日	〔から〕 〔まで〕	平成 年 月 日	平成 年 月 日	□給 与 条 例 第 11 条 の 5 第 1 項 第 2 号 (円)	平成 年 月 日	〔から〕 〔まで〕	平成 年 月 日	印	平成 年 月 日	印
備考				(中略)						

附  
則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、平成二十五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この人事委員会規則による改正前の職員の住居手当の支給に関する規則別記様式第一号に定める住居届及び別記様式第二号に定める住居手当認定簿は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。